地域密着型サービス運営推進会議代替資料の公表

厚生労働省令第34号(平成18年3月14日)第108条の規定に基づき、運営推進会議を開催するところ、新型コロナウイルス感染症の流行を理由として令和2年2月27日に面会謝絶を決定、以降継続中であること、あわせてこの会議を中止しているため、これを中止、開催の際に配布する予定であった資料を公表し、開催に代えます。

千葉県長生郡白子町幸治3079番地3 設置主体)株式会社 相 生 代表者)代表取締役 萩原 将之

事業所と事業主体の概要

事業所の名称	ゆうなぎ九十九里			
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 (通称:グループホーム、認知症高齢者グループホーム) 介護保険事業所番号1275900213			
サービスの定義 介護保険法 第8条第20項	要介護者であって認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。			
所在地	〒283-0102千葉県山武郡九十九里町小関2316番地1 電話0475(70)7333 FAX0475(70)7335			
開設年月日 共同生活住居 利用定員	平成17年10月 1日開設、利用定員9人(一番館)平成23年 4月 1日開設、利用定員9人(二番館)			
事業主体	〒299-4216 千葉県長生郡白子町幸治3079番地3 (商 号)株式会社 相 生(かぶしきがいしゃそうせい) 電話0475(36)5711 FAX0475(36)5712			

運営推進会議の概要

予定していた日時、会場

令和4年6月27日13時30分から 当ホーム二番館のリビングダイニング

会議の構成

委員 ・当ホーム入居者 · 当町健康福祉課

・地域住民

・当町地域包括支援センター

・ちどりの会

• 当町社会福祉協議会

(当町所在、ボランティア団体) ・当ホーム管理者、当社代表者

予定していた議題等

1. 入居者情報(保険者、要介護度等)

- 2. 新型コロナウイルス感染症について
- 3. 参議院議員選挙と入居者の選挙権行使
- 4. 次回運営推進会議も中止、資料配布

1. 入居者情報

① 保険者等

保険者	当町	大網白里市	長生郡白子町	茂原市	計
人数	13	1	2	1	17
増減	-1			1	0

前回会議予定時(4月25日)と変化はない。

② 要介護度等~前回当会議開催時とほぼ変化はない。

高齢者の認知機能低下、8割の施設で コロナ制限影響か~日本経済新聞 (6月25日 WEB)

最近、当ホームの役職員間で話題を集めたのが、表題の記事(社内 SNS で 共有)。要約すると、当ホームが新型コロナウイルス感染症流行以来、危惧 していたことが全国的に見られているということ。ADL(日常生活動 作)の低下はもちろんのこと、認知機能の低下も引き起こしているが、記 事中、東京都内の施設関係者の弁として「ワクチンを何度接種しても『ブ レークスルー感染』の心配は拭えない。再開(面会等)は慎重にならざる を得ない面がある」と打ち明ける。と、あり、当ホームと見解を一にす る。4月開催予定時と同一文言となるが、最近、制限された状況から緩和

されつつあるが、依然として、クラスターは病院、施設での発生が多く見られ、脅威に変わりはなく、面会、外出の制限を継続している。その結果、ADLの維持、QOLの向上を図る施策が限られ、易感染状態にあることを前提とした外出をともなう日常生活様式の再構築が課題であるが、決め手を欠いている。

高齢者の認知機能低下、8割の施設で コロナ制限影響か~日本経済新聞(6月25日 WEB) https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE069J50W2A600C2000000/

2. 新型コロナウイルス感染症について

- ① 6月27日現在、全入居者ならびに全役職員の感染、発症はない。
- ② 全役職員の家族、関係者などにおいて感染、発症、濃厚接触等の報告はない。
- ③ 4回目のワクチン接種について、該当する役職員、当ホームの入居者 について、粛々と手続きや準備を進めている。

3. 参議院議員選挙と入居者の選挙権行使~過去の経緯と社内の議論

この件、当ホームの長年の課題である。参議院議員選挙のみならず、市町村議会議員、市町村長、県議会議員、衆議院議員および最高裁判所裁判官国民審査、他にも今後は住民投票、現政権において憲法改正等が俎上に載れば国民投票も考えられる。

選挙権行使、公民権行使については、労働基準法では公民権行使のための休暇 が定められるなど、憲法を持ち出すまでもなく公民権行使の保障は厳粛なもの であることは論をまたない。

当ホームにおける議論は、こうした公民権行使の保障は介護施設の一である当ホームと役職員として入居者の代弁機能を有している側面からも尽くすべきであると考えているが、一方では、大前提として、入居している者は全てが程度や態様は異なるが認知症を得ている中で、選挙権、投票、意中の候補者に未来を託すことの意味をどの程度理解し得るのかということに尽きる。

では、過去、当ホームにおいて、実際に投票した事例を紐解きたい。

役職員が当該本人に対して選挙について説明をし、当該本人がその意味を解し投票に行く旨の表明をしたので、役職員が投票所まで移動同行の介助をし、投票所で投票をした旨の記録がある。このようなケースが、当ホームの記録上、過去、投票を行った入居者が複数名確認できる。

しかし、前回の選挙において投票ができた場合であっても、次の選挙においては、認知症の進行、全身状態の衰弱等によって断念しているケースがほとんどとなっている。これは、入居した頃から1年前後に行われた選挙において投票したというのがうかがわれた。

他には、同様に、当該本人が了解しているところで、家族が当ホームと投票所の往復を送迎し、投票したという記録も複数ある。現に、当ホーム僚施設のゆうなぎ白子においては、平成31年3月の入居以来、この参議院選挙に至るまで家族の送迎によって投票している入居者もいる。

社内の議論としては、平成25年5月に成年被後見人の選挙権の回復のための公職選挙法改正によって、投票用紙に字が書けなくても投票できる制度が設けられたことから、認知機能低下によって投票用紙に字が書けなかったとしても、投票所に移動同行介助によって本人に投票を促すべきだとの意見があった。これは、過去、長年町長を務めている候補者に次も町長になってもらいたいと、町長選挙告示前後に、告示を知った入居者が、当該候補者の選挙カーが当ホームの前面町道を通過するたびに発言していたエピソードに基づく。ただ、この入居者は高齢で極めて筆圧が弱く、また、判別が困難な字を辛うじて書くことができる状態であったこと、また、家族とともに投票に行くことを望んだため、家族にこのことを促したところ、他愛もない家族の言辞で投票を諦めることとなった。この他愛もない言辞とは、当時の当ホームの記録によれば、要約し且つ平易に述べると「当選は間違いないから心配するな(笑)!ばあさんの1票は町長に俺(長男)が伝えておく(笑)!」との趣旨であった。

現在、当ホームでは、全入居者に投票に行くか否か、候補者の情報は必要か否かを尋ね、必要ということであれば、選挙公報等を渡す、説明をするなどしている。また、家族とともに投票に行きたいなど、上掲のような事例があれば、家族に相談するなどして促している。

現在、役職員間において、当然のことを促すことに積極的な者がある一方で、 積極的に促すがかといって投票行動は困難ではないかとの底意があるようで逡 巡している者も見られる。そこは尋ねてみると、やはり、戸惑うので、数年に一度にやってくる選挙であって、日常的なことではないこと、投票は、一連の動作が認知機能のみならず、IADL(手段的日常生活動作)の維持が求められるので、認知症を得ている入居者には困難であることは相違ない。

しかし、認知症であるから選挙は困難というのは早計で、当然のことを促すことは、選挙のみならず、当ホームならびに当ホームの役職員の挟持であるとの認識は有していると考えている。

4. 次回運営推進会議の開催日程 (開催見送り)

通常であれば、第3回は8月22日(月)13時30分から予定するところ、開催は見送り、今回と同様に、開催の際に配布する予定であった資料を公表し、開催に代えることとする。

以上

本件のお問合せ先

事業主体)株式会社 相 生 代表者)代表取締役 萩原 将之 電話 0475-36-5711